

本稿では、国際私法の現代化に関する要綱案を紹介しつつ、現行法例の起草趣旨および国際的な通用性の点から簡単な評価を行なっている。その結果、提案の大筋については評価するものの、自然人の能力、後見開始の審判等と後見の関係および債権譲渡など、いくつかの点で異論や疑問を提示している。

第 1 に、契約における特徴的給付理論による密接関係地法の導入、不法行為における侵害結果発生地法の明文化、例外条項の導入および生産物責任と名誉・信用毀損に関する国際私法規則の提案は、現代化にふさわしい。もっとも、法例 8 条の契約の方式を成立の準拠法と改める必要性はない。

第 2 に、自然人の能力、後見開始の審判等と後見においては、法例の起草趣旨とかけ離れた解釈に基づいて改正提案がなされている。特に次の点が問題である。法例 3 条の自然人の能力を民法の言い換えにならって「行為能力」と置き換えるだけでよいのか、法例 4 条の後見開始の審判等について外国禁治産宣告の効力と法例 3 条 2 項の内国取引保護の関係を無視してよいのか、法例 4 条と後見に関する法例 24 条を連続したものととらえて双方で国際裁判管轄を規定する必要はないのか。

第 3 に、筆者は、国際私法の現代化への圧力となった法例 12 条の債権譲渡の第三者効の準拠法についても、債務者の住所地法を譲渡債権の準拠法に改めることが債権の流動化を容易にするとは考えない。むしろ、債権の準拠法に関する情報力と交渉力に欠ける一般の債務者は、譲渡によって不安定な立場に立たされるおそれがある。

以上のような疑問はあるものの、今回の法例大改正はぜひとも実現されるべきである。なぜなら、歴史が示すように、法典化や法改革なしには法の高度な発展はあり得ないからである。